

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

胎内市長 井畑 明彦

1 協議の場を設けた区域の範囲

胎内地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

- | | |
|-------------|---------|
| ・個人 | 401 経営体 |
| ・法人 | 24 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 12 経営体 |

4 地域における担い手の確保状況

- ・担い手の確保が十分でないため、担い手の育成が必要である。
- ・集落によって担い手の差が顕著であることから、集落外からの受け入れを促進するほか、広域での担い手対策を考える必要がある。

5 将来の農地利用のあり方

- ・担い手に集積・集約化する。
- ・担い手の分散錯圃を解消する。
- ・機械の共同利用等により営農の効率化を図る。

6 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。